


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	s01822	住所(所在地)	松阪市飯高町波瀬148番地					
		施設名称	波瀬診療所(飯高林業総合センター)							
		根拠条例	松阪市飯高診療所条例		設置年度	昭和59年度				
		担当部署	健康ほけん部 健康推進課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく設置された物であり、僻地、無医地区における医師の確保により、地域住民の医療や健康に対する不安を取り除く環境創りを目指している。							
② 建物の概要	設置形態	複合		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	39台		
	土地	敷地面積	3256.00 m <sup>2</sup>	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	飯高林業総合センター		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
		用途	事務所		建築年月日	昭和59年 6月30日		建物取得費	360,240,000 円	
		延床面積	51.84 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 以上計 画改 修 (3等 の履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	バリアフリー								
	管理・運営上の問題点	管内の最深部における医療の拠点となる施設。等施設は診療所部分の面積が51.84㎡と狭く、レントゲン等の大きな医療機器は設置できないため、検査が必要なときは森診療所で行っている。昭和59年に建設した当施設も30年経過し、施設自体古く、狭いため患者が多いときは診療所内が込み合うときがある。このようなことを考慮しながら森診療所を含めた総合的な整備をしていく必要がある。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	14:00~16:00		休館日	火、木、土、日、祝祭日		運営形態	指定管理		
	委託期間(指定管理の場合)	自	平成26年 4月 1日			至	平成31年 3月 31日			
	管理者・運営者名	社団法人松阪地区医師会		業務内容	施設の維持管理と、診療業務における医療サービスを利用者に提供するとともに、市民の健康管理と福祉の増進を図る。					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費	維持管理経費				17,387				
		光熱水費								
		保守点検委託料								
		賃借料								
		修繕費					17,387			
		その他の経費								
人件費		0								
職員等 非常勤職員		0 0								
①小計					17,387					
④合計(①+②)-③					17,387 円		市民一人あたりのコスト 0.10 円			
④ 施設の状況	施設の維持管理に係る経費			施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費			運営・事業等経費			0			
	指定管理委託料			0						
	その他の経費			0						
	②小計			0						
	財源			補助金等収入						
				使用料等収入						
				その他収入						
	③年間収入合計			0						
	④合計(①+②)-③			17,387 円			市民一人あたりのコスト 0.10 円			
④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
			H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	一日平均利用者数	人	12	14	13					
	類似機能を有する公共施設	森診療所		近隣にある公共施設		林業総合センター、波瀬出張所				
特記事項										